

前払金の支払限度額の算定に係る特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される高松市病院局建築設計業務等委託契約約款と一体をなす。

(前払金の支払限度額の算定)

第2条 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）以後に成果物の引渡しを受け
る場合において、施行日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関す
る経過措置の適用がないものについて、施行日の前日までに請求を受けた前払金の支
払限度額の算定に当たっては、高松市病院局建築設計業務等委託契約約款第33条第
1項中「業務委託料」とあるのは、「業務委託料（その額に110分の2を乗じて得
た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除
く。）」と、同条第3項中「増額後の業務委託料」とあるのは、「増額後の業務委託
料（その額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、
その端数を切り上げた額）を除く。）」と、同条第4項中「減額後の業務委託料」と
あるのは、「減額後の業務委託料（その額に110分の2を乗じて得た額（その額に
1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。）」と読み替えて、
同条の規定を適用する。